

市其他の交通労働者に對しビラ傳單等を郵送し基金カンパに努めたので、勞資の對立漸次尖鋭化するに至つたのである。

十二、解決状況

争議悪化を憂慮したる所轄東郷警察署長は週々來署中の縣保安課長と協議の上翌九日午後一時會社側社長外二名争議團側團長外三名を招致し調停に努めたる結果次の條件を以て同夜十時過漸やく解決せり。

○解決條件

- 1、争議團加盟者の復職を容認せず、但し車掌は無條件復職を認む
- 2、退職金左の通り
 - a、解雇手當日給十四日分但し月給者は日給に引直計算

す

- b、金一封（解雇手當と同額）各人に支給す
- 3、本年八月二十六日より九月七日迄の給料を速かに支給す
- 4、積立金及事故費は全額拂戻すこと但し事故ある者にして現在積立たる事故費總額を越したる場合と雖も其の總額にて打切ること
- 5、車掌にして此際退職を申出づる者には第二項の退職金を支給す
- 6、九月六日解雇したる原田、小澤の兩名には未拂給料の外金一封を支給す
- 7、復職車掌に對し争議に加入せざる退職手が暴力的制裁を加へざる様會社側より示達すること